

女性活躍推進法に関する情報公表について

【対象期間：2022年4月1日~2023年3月31日】

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

①採用した労働者に占める女性労働者の割合		9.09%
②男女の賃金の差異	全労働者	102.4%
	正社員	104.8%
	有期雇用契約社員	66.9%

※賃金：通勤手当等を除く

【職業生活と家庭生活との両立】

①有給休暇取得率	80.0%
----------	-------